

建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程

平成11年4月1日

告示第21号

改正 平成14年 4月 1日告示第43号
平成19年 3月27日告示第58号
平成20年 3月31日告示第42号
平成24年 3月22日告示第44号

(趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する書類(以下「概要書等」という。)の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(平19告示58・一部改正)

(閲覧の場所)

第2条 概要書等の閲覧場所(以下「閲覧場所」という。)は、都市整備部建築指導課とする。

(平14告示43・平19告示58・平20告示42・平24告示44・一部改正)

(閲覧の時間等)

第3条 概要書等を閲覧に供しない日(以下「閲覧場所の休日」という。)は、三田市の休日を定める条例(平成3年三田市条例第1号)第1条に定める日とする。

2 閲覧場所における閲覧の時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

3 市長は、概要書等の整理をする場合その他必要があると認める場合は、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧の時間を変更し、又は閲覧場所の休日を設けることができる。

4 前項の規定により臨時に閲覧の時間を変更し、又は閲覧場所の休日を設ける場合は、あらかじめその旨を閲覧場所に掲示するものとする。

(平19告示58・一部改正)

(閲覧の手続)

第4条 概要書等を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、氏名及び閲覧理由を記入して閲覧の申請をしなければならない。

(平19告示58・一部改正)

(閲覧場所以外の場所での閲覧の禁止)

第5条 概要書等を閲覧しようとする者は、閲覧場所以外の場所で閲覧してはならない。

(平19告示58・一部改正)

(閲覧の停止又は拒否)

第6条 市長は、概要書等を閲覧している者（以下「閲覧者」という。）又は閲覧しようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、概要書等の閲覧の停止を命じ、又は閲覧の拒否をすることができる。

- (1) 概要書等を損傷し、汚損し、若しくは加筆した者又はこれらのおそれがあると認められる者
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) この規程に違反した者又は職員の指示に従わない者

(平19告示58・一部改正)

付 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年告示第43号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年告示第58号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年告示第42号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年告示第44号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。